

戸籍の届出の際にもマイナンバーカード (個人番号カード)の変更手続きがあります!



種類別の手続き		
こんなとき	戸籍届出の種類	マイナンバーカードに関する必要な手続き
氏や住所が変わったとき	婚姻届	<p>○マイナンバーカードを持っている方 マイナンバーカードの氏名や住所の変更が必要です。届出の際にはマイナンバーカードを市役所へ持参してください。</p> <p>※ 時間外に届出された場合は、氏名や住所の変更手続きは翌開庁日以降に行ってください。</p> <p>※ 住民票が東広島市以外の方は、住所地の役所で氏名や住所の変更手続きをしてください。</p> <p>○マイナンバーカードを持っていない方 ※ 通知カードの氏名や住所の変更手続きは、現在行っていませんが、廃棄せずに保管しておいてください。</p> <p>※ マイナンバー(個人番号)を証明する必要がある場合は、マイナンバー入りの住民票やマイナンバーカードの提示が必要となります。</p>
	離婚届	
	入籍届	
	養子縁組届	
	養子離縁届	
	氏の変更届	
	復氏届	
離婚の際に称していた氏を称する届		
名が変わったとき	名の変更届	
日本国籍を取得したとき	帰化届	
	国籍取得届	
子どもが生まれたとき	出生届	<p>手続きはありません。</p> <p>届出後、数週間で住民登録されている住所地に個人番号通知書が送付されます。</p>
家族・親族が亡くなられたとき	死亡届	マイナンバーカードを住所地の役所へ返納してください。

令和2年4月23日発行
〇〇市長

個人番号通知書

個人番号 **1234 5678 9012**
氏名 太郎
生年月日 令和2年6月1日

○ 本通知書はあなたの個人番号(マイナンバー)をお知らせするためのものです。

○ 本通知書は「マイナンバーを証明する書類」や「身分証明書」としては利用できません。「マイナンバーを証明する書類」が必要な場合には、マイナンバーカードをご提示いただくか、マイナンバー入りの住民票の写しまたは住民票記載事項証明書をご提出ください。

○ 本通知書の再発行は行いません。

マイナンバーカードの申請について

○ マイナンバーカードの申請にはスマートフォンやタブレットにマイナンバーアプリのインストールが必要です。顔写真データを登録する際、右記のQRコードを読み取ってください。

○ 郵送によりマイナンバーカードを申請する場合には、同様の封筒と交付申請書をご利用ください。その際の申請方法については同様のパンフレットをご確認ください。

※ なお、マイナンバーカードを申請した場合、申請状況の問い合わせに必要なあなたの申請書IDは【1234 5678 9012 3456 7890 123】です。

○ マイナンバーカードの受け取りには本人確認が必要ですが、申請時に本人確認を行う場合には、本通知書を見せることで、手続が簡便化できる場合があります。マイナンバーカードの申請に関する詳細については、同様のパンフレットまたはマイナンバーカード総合サイト (<https://www.kojinhango-card.go.jp/>) をご覧ください。

お問い合わせ先: 0120-95-0178
【マイナンバー総合フリーダイヤル】
受付時間: 9時～20時(土日祝祭日を除く)
Eメール: 082-420-0925
(年中無休)

マイナンバーカードの申請用QRコード

個人番号通知書(見本)



マイナンバーカード(見本)

お問い合わせ先
東広島市 生活環境部 市民課
082-420-0925
082-420-0915